

知っておきたい

# 国保のポイント

# ご存じですか？退職者医療制度

退職者医療制度とは、国民健康保険(国保)の加入者で、会社や役所などを退職したあと、厚生年金や共済組合、船員保険などの年金の受給権がある人とその被扶養者が加入する制度です。75歳になって老人保健制度の適用を受けるまで、退職者医療制度でお医者さんにかかることとなります。

## 対象となる人は？

次の条件のすべてにあてはまる人(退職被保険者)とその被扶養者です。

### 退職被保険者(本人)

- 1 国保に加入している人。(または、これから加入する人。)
- 2 老人保健の適用を受けていない人。
- 3 厚生年金や各種共済組合などの年金を受けられ、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降10年以上ある人。

### 被扶養者となる人

- 1 国保に加入している人。
- 2 老人保健の適用を受けていない人。
- 3 退職被保険者の配偶者(内縁関係でも可)。退職者本人と同じ世帯で、主にその収入によって生活している三親等以内の人。

## 加入手続は？

加入手続は次のような流れで行います。

### 会社などを退職する

国保に加入する

年金受給権を取得する(支給申請をする)

年金受給権が発生した日から退職者医療制度の適用資格を得ます。

年金証書が届く

14日以内に国保の窓口へ届け出

『国民健康保険退職被保険者証』が交付される

- 必要なもの
1. 年金証書
  2. 国保の保険証
  3. 印かん

## 診療を受けるときは？

医療機関の窓口にて『国民健康保険退職被保険者証』を提示して診療を受けます。

### 医療費の自己負担はこうなります

退職被保険者・被扶養者ともに

70歳未満は

3割負担

※3歳未満は2割負担

退職被保険者・被扶養者ともに

70歳以上は

1割負担

(一定以上所得者\*は2割負担)

\*一定以上所得者  
同一世帯に一定以上(課税所得145万円)所得がある70歳以上の国保被保険者または老人保健対象者がいる人。(年取例)

- ・単身世帯の場合  
(年金+給与収入):484万円以上
- ・二人以上世帯の場合  
(年金+給与収入):621万円以上

75歳になったら老人保健制度で診療を受けます。

記事提供：茨城県国民健康保険団体連合会

